

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

被告人本人の上告趣意のうち、憲法三一条、七三条六号違反をいう点は、群馬県道路交通法施行細則の所論条項が、道路交通法七一条六号の委任の範囲を超えないことが明らかであるから、所論は前提を欠き、その余は、単なる法令違反、事実誤認の主張であつて、いずれも刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和五四年一〇月三〇日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官 江 里 口 清 雄

裁判官 高 辻 正 己

裁判官 環 昌 一

裁判官 横 井 大 三